

インターナショナルメディカルビューティケア協会

定 款

第一章 総則

(名称)

第1条 本協会は、国際ナショナルメディカルビューティケア協会と称する。

2 当協会の英語名表記は、International Medical Beauty Care Association とし、略称を IMBA とする。

(目的)

第2条 当協会は、当協会の保有する伝統的な代替医療と美容の融合に関する専門的知見・メソッドに基づく教育制度等を通じて、その質を担保し得る施術者の創出と養成の振興を図り、もって我が国における健康と美の普及と推進に資するとともに、当協会会員、関係機関、企業、団体、自治体等との相互協力のもと、地域社会・社会教育・社会福祉の活性化に貢献し、世界の人々が心身共に健康で豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) セミナー、講演会、イベント、シンポジウム、交流会等の企画及び運営管理
- (2) 国内外の関連機関・団体・企業・国・自治体との交流、連携、共同事業の実施
- (3) 健康と美に関する啓蒙、啓発活動、統計調査、刊行物の発行及びインターネット等による
情報提供サービス
- (4) 前各号に関わる販促物等の企画開発、デザイン、制作、製造、卸、販売及び輸出入
- (5) 前各号に関わるコンサルティング

(6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連し、本協会の目的を達成するために必要な一切の事業

(主たる事務所)

第4条 本協会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市南区に置く。

第二章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員（個人） 本協会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 正会員（団体） 本協会の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員（個人） 本協会の目的に賛同し賛助するために入会した個人
- (4) 賛助会員（団体） 本協会の目的に賛同し賛助するために入会した団体
- (5) 名誉会員 本協会の目的に賛同し、本協会が理事の議決を経て推薦する個人

(入会)

第6条 本協会の会員となるには、本協会所定の申込方法により、申し込みをし、会長の承認を得るものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき、又は解散したとき

(3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員は退会しようとする場合は、事前に本協会に対して所定の退会届を提出するものとする。

2 会員が次の各号の何れかに該当するときは、本協会は理事の議決により当該会員を除名することができる。

(1) 本協会の名誉を毀損し、又は本協会の目的に反する行為があったとき。

(2) 本協会の定める規約・規則違反、倫理違反、その他前号に準ずる行為があったとき。

第三章 役員

(種別及び定数)

第9条 本協会に次の役員を置く。

理事 1名以上

代表理事 1名

2 理事の互選により、理事の中から代表理事1名を選定し、代表理事を会長とする。

3 本協会は、会長のほか、専務理事及び常任理事を置くことができ、理事の過半数の決議をもって選定する。

4 会長は、本協会を代表する。

5 常任理事は、本協会の業務を分担執行する。

(選任)

第10条 役員は、総会員より選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる会員の議決権の過半数をもって、会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の任期)

第11条 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務・権限)

第12条 会長は、本協会を代表し、本協会の業務を総理する。

2 理事は、この定款の定め及び議決に基づき、本協会の業務を執行する。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事の議決により、当該役員を解任す

ることができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他当法人の役員たるに適しない非行があると認めるとき。

(報酬等)

第14条 役員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

2 役員には、その職務執行に要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第四章 資産及び会計

(資産の構成)

第15条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(財産の管理)

第16条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第17条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第18条 本協会の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第19条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事の承認を経るものとする。なお、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第20条 本協会は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成する。

第五章 基金

(基金の抛却)

第21条 本協会は、会員又は第三者に対し、基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第22条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、会長が決定するものとする。

(基金の返還)

第23条 抛却された基金は、基金抛却者と合意した期日までは返還しない。

第六章 雑則

(細則)

第24条 本定款の施行について必要な細則は、理事の議決を経て、会長がこれを定める。

附則 本定款は、平成31年2月1日より施行する。